

経営委員会規程（平成 31 年規程第 20 号）の一部を次のとおり改正する。

令和 3 年 3 月 26 日改正

経営委員会

新	旧																																										
第 1 条～第12条の 2 （略） 別表（第 2 条第 1 項第20号関係） <table><tr><td>1</td><td>投資原則及び行動規範の変更</td></tr><tr><td>2</td><td>役職員の職務に係る倫理及び規律の保持に関する事項</td></tr><tr><td>3</td><td>第 9 条第 2 項に規定する措置に関する事項</td></tr><tr><td>4</td><td>役員が管理運用法人と利益が相反する行為を行おうとする場合における当該行為に関する事項（議決にあたっては、当該行為についての重要な事実を開示しなければならない。）</td></tr><tr><td>5</td><td>役員がその任務を怠ったことにより管理運用法人に対して負う責任の全部又は一部の免除に関する事項</td></tr><tr><td>6</td><td>経営委員会における組織又はプロジェクトの設置又は改廃に関する事項</td></tr><tr><td>7</td><td>基本ポートフォリオの検証結果</td></tr><tr><td>8</td><td>運用資産又は複合ベンチマークの収益率の算定方式の変更に関する事項</td></tr><tr><td>9</td><td>スチュワードシップ責任を果たすための方針の変更に関する事項</td></tr><tr><td>10</td><td>ESG 指数選定における実務指針の変更に関する事項</td></tr><tr><td>11</td><td>年度計画の議決前に調達手続きが必要な概算所要額が 1 億円を超える事項（ただし、中期計画に予算計上されているものを除く。）</td></tr><tr><td>12</td><td>規程等の制定等に関する規程別表「形式の区分」に定める「規程」に関する事項（ただし、監査委員会が制定、変更又は<u>廃止</u>の権限を有するものを除く。）</td></tr></table>	1	投資原則及び行動規範の変更	2	役職員の職務に係る倫理及び規律の保持に関する事項	3	第 9 条第 2 項に規定する措置に関する事項	4	役員が管理運用法人と利益が相反する行為を行おうとする場合における当該行為に関する事項（議決にあたっては、当該行為についての重要な事実を開示しなければならない。）	5	役員がその任務を怠ったことにより管理運用法人に対して負う責任の全部又は一部の免除に関する事項	6	経営委員会における組織又はプロジェクトの設置又は改廃に関する事項	7	基本ポートフォリオの検証結果	8	運用資産又は複合ベンチマークの収益率の算定方式の変更に関する事項	9	スチュワードシップ責任を果たすための方針の変更に関する事項	10	ESG 指数選定における実務指針の変更に関する事項	11	年度計画の議決前に調達手続きが必要な概算所要額が 1 億円を超える事項（ただし、中期計画に予算計上されているものを除く。）	12	規程等の制定等に関する規程別表「形式の区分」に定める「規程」に関する事項（ただし、監査委員会が制定、変更又は <u>廃止</u> の権限を有するものを除く。）	第 1 条～第12条の 2 （略） 別表（第 2 条第 1 項第20号関係） <table><tr><td>1</td><td>投資原則及び行動規範の変更</td></tr><tr><td>2</td><td>役職員の職務に係る倫理及び規律の保持に関する事項</td></tr><tr><td>3</td><td>第 9 条第 2 項に規定する措置に関する事項</td></tr><tr><td>4</td><td>役員が管理運用法人と利益が相反する行為を行おうとする場合における当該行為に関する事項（議決にあたっては、当該行為についての重要な事実を開示しなければならない。）</td></tr><tr><td>5</td><td>役員がその任務を怠ったことにより管理運用法人に対して負う責任の全部又は一部の免除に関する事項</td></tr><tr><td>6</td><td>経営委員会における組織又はプロジェクトの設置又は改廃に関する事項</td></tr><tr><td>7</td><td>基本ポートフォリオの検証結果</td></tr><tr><td>8</td><td>年度計画の議決前に調達手続きが必要な概算所要額が 1 億円を超える事項（ただし、中期計画に予算計上されているものを除く。）</td></tr><tr><td>9</td><td>規程等の制定等に関する規程別表「形式の区分」に定める「規程」に関する事項（ただし、監査委員会が制定、変更又は改廃の権限を有するものを除く。）</td></tr></table>	1	投資原則及び行動規範の変更	2	役職員の職務に係る倫理及び規律の保持に関する事項	3	第 9 条第 2 項に規定する措置に関する事項	4	役員が管理運用法人と利益が相反する行為を行おうとする場合における当該行為に関する事項（議決にあたっては、当該行為についての重要な事実を開示しなければならない。）	5	役員がその任務を怠ったことにより管理運用法人に対して負う責任の全部又は一部の免除に関する事項	6	経営委員会における組織又はプロジェクトの設置又は改廃に関する事項	7	基本ポートフォリオの検証結果	8	年度計画の議決前に調達手続きが必要な概算所要額が 1 億円を超える事項（ただし、中期計画に予算計上されているものを除く。）	9	規程等の制定等に関する規程別表「形式の区分」に定める「規程」に関する事項（ただし、監査委員会が制定、変更又は改廃の権限を有するものを除く。）
1	投資原則及び行動規範の変更																																										
2	役職員の職務に係る倫理及び規律の保持に関する事項																																										
3	第 9 条第 2 項に規定する措置に関する事項																																										
4	役員が管理運用法人と利益が相反する行為を行おうとする場合における当該行為に関する事項（議決にあたっては、当該行為についての重要な事実を開示しなければならない。）																																										
5	役員がその任務を怠ったことにより管理運用法人に対して負う責任の全部又は一部の免除に関する事項																																										
6	経営委員会における組織又はプロジェクトの設置又は改廃に関する事項																																										
7	基本ポートフォリオの検証結果																																										
8	運用資産又は複合ベンチマークの収益率の算定方式の変更に関する事項																																										
9	スチュワードシップ責任を果たすための方針の変更に関する事項																																										
10	ESG 指数選定における実務指針の変更に関する事項																																										
11	年度計画の議決前に調達手続きが必要な概算所要額が 1 億円を超える事項（ただし、中期計画に予算計上されているものを除く。）																																										
12	規程等の制定等に関する規程別表「形式の区分」に定める「規程」に関する事項（ただし、監査委員会が制定、変更又は <u>廃止</u> の権限を有するものを除く。）																																										
1	投資原則及び行動規範の変更																																										
2	役職員の職務に係る倫理及び規律の保持に関する事項																																										
3	第 9 条第 2 項に規定する措置に関する事項																																										
4	役員が管理運用法人と利益が相反する行為を行おうとする場合における当該行為に関する事項（議決にあたっては、当該行為についての重要な事実を開示しなければならない。）																																										
5	役員がその任務を怠ったことにより管理運用法人に対して負う責任の全部又は一部の免除に関する事項																																										
6	経営委員会における組織又はプロジェクトの設置又は改廃に関する事項																																										
7	基本ポートフォリオの検証結果																																										
8	年度計画の議決前に調達手続きが必要な概算所要額が 1 億円を超える事項（ただし、中期計画に予算計上されているものを除く。）																																										
9	規程等の制定等に関する規程別表「形式の区分」に定める「規程」に関する事項（ただし、監査委員会が制定、変更又は改廃の権限を有するものを除く。）																																										
附 則 （略）	附 則 （略）																																										

附 則（令和 3. 3. 26 改正）

この改正は、令和 3 年 3 月 26 日から施行する。

経営委員会議事録作成及び議事録等公表規程（平成 31 年規程第 21 号）の一部を次のとおり改正する。

令和 3 年 3 月 26 日改正
経営委員会

新	旧
経営委員会議事録作成及び議事録等公表規程 第 1 章 総則 第 1 条 （略） 第 2 章 議事録の作成 第 2 条～第 3 条の 2 （略） 第 3 章 議事録等の公表 第 4 条 第 1 項～第 3 項（略） 4 経営委員会において用いた資料のうち、次の各号に掲げるものについて は、経営委員会開催後遅滞なく公表する。 （1） （略） （2） （略） （3） 経営委員会規程別表第 <u>12</u> に規定され、経営委員会において議決された もの （4） （略） 第 5 条～第 6 条 （略） 第 4 章 雑則 第 7 条～第 8 条 （略） 附 則 （略）	経営委員会議事録作成及び議事録等公表規程 第 1 章 総則 第 1 条 （略） 第 2 章 議事録の作成 第 2 条～第 3 条の 2 （略） 第 3 章 議事録等の公表 第 4 条 第 1 項～第 3 項（略） 4 経営委員会において用いた資料のうち、次の各号に掲げるものについて は、経営委員会開催後遅滞なく公表する。 （1） （略） （2） （略） （3） 経営委員会規程別表第 <u>9</u> に規定され、経営委員会において議決された もの （4） （略） 第 5 条～第 6 条 （略） 第 4 章 雑則 第 7 条～第 8 条 （略） 附 則 （略）

附 則（令和 3. 3. 26 改正）

この改正は、令和 3 年 3 月 26 日から施行する。